

2023年度 大森老人ホーム事業計画

I 事業運営の基本方針

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の拠点としての役割を担い、地域に貢献する施設運営を目指す。今日、養護老人ホームはニーズの多様化・複雑化への対応をはじめ、ソーシャルワーク機能を活用した地域のセーフティネットとしての役割が求められている。

そのため、地域福祉を担うネットワークの一員として関係機関と連携して、施設の役割・機能の維持向上を図り、以下の基本方針に基づく施設運営を通じて法人理念の実現に努める。

- 一、入所者の個々のニーズに応じた的確な支援を提供できるよう運営体制の充実及び職員の資質・専門性の向上を目指す。
- 一、高齢者福祉施設の特性を活かして、地域社会に貢献する施設運営に努める。
- 一、入所者、地域社会、関係機関等から信頼され、期待される施設として、運営の質向上を図り、安定した経営の維持に努める。

II 現状と課題・目標（中期的目標）

1 支援ニーズの多様化と支援の質・専門性の向上

- 養護老人ホームは自立した生活を送り、社会活動に参加できるよう必要な支援を行う施設と位置付けられている。しかし、養護施設の現状は、2015年度からの特養入所基準の見直し（原則、要介護度3以上）の影響も受けて、認知症や精神疾患、介護認定対象者など日常生活に困難を抱える方が増加傾向にある。また生活自立度の個人差が大きく、個別支援の必要性がますます高くなっている。
- 今後、介護ニーズを抱える入所者のさらなる増加が見込まれることから、多様化する支援ニーズに対応するサービスの質と専門性の向上が求められる。そのため職員のスキルアップと意欲向上を目指して計画的に研修等を実施する。

2 地域社会から信頼され貢献する施設として

(1) 地域住民が参加できる事業の充実

安定した施設運営には、地域社会の理解と協力が不可欠である。また地域の福祉ニーズの把握に努め、施設が持つ機能の活用が期待されている。そのため日常的に地域の高齢者や子供たちと交流・支援する事業の継続と情報発信に努め、施設が持つ人材・空間・設備等が、地域力の貴重な財産として活用されるなど、地域住民から信頼される拠点となることを目指す。

(2) 関係機関との連携強化と継続な取り組み

施設機能は地域包括ケアシステムの貴重な資源である。この機能を活かしながら、地域の福祉ニーズに応えるネットワークの一員として、福祉関係団体や住民組織との連携強化に努め、適切な施設運営による継続的な取組を推進する。

(3) コンプライアンス遵守の取組み

職員は法人理念・倫理に学び、社会規範や関係法令の理解に努め、誇りと使命感を持って業務の遂行ができるよう、コンプライアンスをはじめ基本的な行動規範等の遵守について周知・啓発の取組を推進する。

3 安定した経営基盤の確立

- (1) 適切な予算執行・将来に向けた資金積立・積立金の計画的執行
中期的な財政収支の見通しに配慮しながら、当面の収入安定化に努め、入所者、社会情勢、環境等の変化に応じた事業運営を行う。また、法人の所有備品は、計画的更新ができるよう施設整備等積立金を積み増し、適切な執行に努める。
- (2) 非常時に備えた対策や事業継続計画の実効性を高める
新型コロナウイルスをはじめとする感染症、地震・火災などへの防災対策はもとより、大規模災害を想定した事業継続計画（BCP）の実効性を高めるため、随時、計画の見直しを行う。
- (3) 東京都から建物貸与を受けた施設であることを踏まえた運営
東京都の決定を受けた自主運営施設の事業者として、良質な事業運営と建物設備の計画的なメンテナンスを行う。また築26年を経過して施設整備の改修・更新が円滑に進むよう、東京都との情報共有に努め、修繕計画の調整・協議を行う。

4 「with コロナ」社会での施設運営

2020年の新型コロナウイルス発生から3年目を迎えた。この間、入所者のADL低下やフレイル（虚弱）の進行にとどまらず、ボランティア、クラブ活動講師、地域の関係者等と築き上げてきた関係性が希薄化した。そのため、with コロナの社会における「新しい日常での施設運営」の在り方を模索しながら関係性の再構築に努める。

III 2023年度 事業運営計画

1 入所者の人格を尊重した事業運営

(1) 個別支援計画の実践

○支援計画に関わるPDCAサイクルの実践

- ① 適切なアセスメントを行い入所者個々の状態を把握する。
- ② 入所者の意思を尊重し、具体的な支援方針（長期目標）、短期目標を設定し支援計画を作成する。
- ③ 計画内容に即した支援を実践するため、ケース会議では各職種の専門的な視点から意見を集約し検討を深める。このプロセスを通じて職員の理解の共有化に努め、方向性を確認しながら支援計画(内容)を実践する。
- ④ 適切な支援計画の作成や更新、計画に沿ったサービス内容の経過、日々のモニタリングには本人の意思が反映されるよう配慮する。

(2) 生活自立度の維持向上を図る支援の推進

ア 健康状態の把握

- ① 健康管理として健康診断（年2回）及び便潜血検査（年1回）を実施する。
- ② インフルエンザ、新型コロナウイルス等、国が推奨するワクチン接種を自己決定に基づき、接種可能な入所者に実施する。
- ③ 受診時の医療情報など、健康状態の的確な把握と体調不良時の早期対応に努める。

イ 生活支援と実践

- ① 入所者アンケートを実施し、入所者の意見に配慮した施設運営に努める。
- ② 食事懇談会や食べ方クラブを開催し、入所者の意見把握の機会にするとともに、現在取り組んでいる食品ロス（キャンセルの届出、喫食率を高める等）の取組の継続を通じて、「持続可能な社会（SDGs）」への意識の醸成に努める。

- ③ 管理栄養士による栄養指導の継続と栄養アセスメントによる栄養管理を行う。
- ④ 介護予防(運動機能の低下予防)を推進するため、理学療法士を中心とした機能訓練教室(「ホーム DE 元気」)を継続実施する。
- ⑤ 介護予防事業の一環として、体操(「100 オバンザイ体操」)やクラブ活動など多様なプログラムを実施する。
- ⑥ ラジオ体操、口腔体操の毎朝実施など、フレイル予防対策に取り組む。また参加意欲の向上、実践成果の見える化を目的に個人カード(「チャレンジカード」)の内容を追加・更新のうえ配付し、参加者の更なる拡大につなげる。

ウ 生活課題の多様化と複雑化した個別ニーズへの対応

- ① 介護ニーズは、介護保険サービスの利用など個々の生活課題に応じて対応する。
- ② 長年の習慣(入浴しない、片づけられない等)を改善する支援ニーズに対しては、中・長期的視点で無理のない支援に努める。
- ③ 自立度が高い入所者には、施設内・外での活動やシルバー人材センターに登録しての就労など、今活かせる能力を最大限引き出し、自立の維持・向上を目標とする支援を行う。
- ④ 入所者に適した福祉用具の選定・設置等を行い、安心・安全で快適な生活環境を整える。
- ⑤ 地域社会での自立生活の可能性のある利用者については、個人の意思を尊重しつつ、家族や実施機関との連携・調整に努め、在宅復帰に向けた支援を行う。

(3) 施設生活の活性化に資する事業の実施

ア 個別支援ニーズへの対応

個々の状況や意向、生活の継続を踏まえた工夫を心掛け、支援計画に沿った外出や買い物等の個別支援に努める。

イ 集団場面での支援

- ① 集いの場として、施設内「喫茶」を継続的に実施し、居室に閉じこもりがちな入所者の楽しみ、交流の機会提供と施設活動への参加促進に繋げる。
- ② クラブ活動や季節ごとの行事は、入所者ニーズや目的、効果を検証するなどマンネリ化の防止に努める。
- ③ 入所者の楽しみや喜びにつながる食事提供に向けて、引続き食の質の維持・向上のため給食会議を定例で開催する。また給食業務委託会社とは定期的に「給食委託定例会」を開催して食事内容等について協議する。また、毎月選択食・誕生日食・行事食・イベント食を取入れて、食への関心やわくわく感を高めるよう努める。

(4) 集団生活の秩序維持、入所者相互の対応支援

- ① 安心、安全な生活を継続するための施設のルール等についてまとめた「生活のしおり」を入所者に配付してご利用いただくとともに、必要に応じて見直し、入所者への周知に努める。また、入所時には養護施設の特性を正しく理解いただくために、丁寧な説明に努め、理解度に応じて繰り返し説明を重ねながら集団生活上の秩序が保てるよう努める。
- ② 生活習慣が異なる入所者の集団生活ではさまざまな課題も生じる。フロア別懇談会(毎月第2金曜日)を開催して施設内秩序の維持に努めるとともに、入所者の声を傾聴し、心情や意見・要望等の把握に努める。
- ③ 第三者評価の受審による入所者の意識調査結果を活用し、入所者意向を把握するとともに、トラブルの未然防止等に活かす。
- ④ 施設の秩序維持が困難と思われるケースについては、措置元との情報共有を丁寧にを行うとともに、困難解消に向けて速やかに対応協議を行うこととする。

(5) 事故の防止対策と環境整備

ア 転倒・転落・入浴等の事故への対応

- ① 共用部の照明などの環境対策、転倒予防に配慮した履物の着用を勧める。また、筋力低下予防運動への参加促進や運動奨励などを積極的に働きかけていく。
- ② 個別対応では、離床センサーの設置、電動ベッド、室内支柱、手すり、ポータブルトイレなどの福祉用具やフロアマットの活用による転倒予防および転倒時の骨折・ケガ防止への工夫に努める。また福祉用具の適正数や定期点検の実施について配慮する。
- ③ 入浴事故の教訓をもとに、介助浴では見守り・介助を含めて安心・安全に入浴できるよう留意する。また一般浴の安全策として、「一人入浴の原則禁止」、「浴室入口への名札掲示」、「職員の定時巡回(浴室点検)」を継続し、事故の再発防止に努める。

イ. 環境の整備・改善

事故や感染症まん延を防止するためにも、館内の清掃・消毒・美化に努めるとともに掲示物などで注意喚起を行い、施設内環境の点検・整備・改善に留意する。

(6) 事業運営に関する評価、意見の把握と反映

- ア 福祉サービス第三者評価の受審、入所者アンケート、各種アンケート(外出支援の希望など)、フロア別懇談会(毎月・各フロアごと)、食事懇談会(毎月1回)等を継続実施する。また個別支援の際には、入所者のニーズや意見・要望を傾聴し、サービス内容に反映させていく。
- イ 意見箱や日常的な意見、要望を含めた苦情に対しては、職員が入所者の訴えを傾聴し、まず職員が解決可能な対応を行う。さらなる解決策が必要と判断される場合は、苦情受付担当に引継ぎ、誠意を持って迅速かつ適切に対応する。
- ウ 客観的な立場である第三者委員には、積極的に参画いただけるよう努める。

(7) コンプライアンスの推進

職員は入所者の人格を尊重し明るく意欲的に業務を遂行するため、また施設は地域社会から信頼される施設として、法人の行動指針に基づき、次の事項の周知・指導・啓発に努める。

- ア. 新規および有期契約職員を対象に、法人が定める「コンプライアンスルール（ガイドライン）」に則った行動姿勢の周知を図る。
- イ. 職員は行動指針、コンプライアンスルールに則りセルフチェックを行う。また必要に応じて面談等を実施し、職員への個別指導を行う。
- ウ. 入所者の人権・財産を守り、地域に貢献する施設をめざし、全職員が福祉事業従事者としての誇りと使命感を持てるよう、コンプライアンスを含めた基本的な行動規範等についての周知・啓発に努める。

2 地域社会に貢献する事業運営

(1) 地域社会との連携・協力

新型コロナウイルス感染予防によって休止していた活動等の再開に向けて、活動の自粛期間に関係が希薄化した地域の子供や高齢者をはじめ、自治会、学校、ボランティア、その他関係機関との連携・協力体制の再構築に努める。

ア 施設事業への地域住民の参加促進、多様な交流による関係づくり

- ① 地域高齢者の利用を目的とした食事サービス(ホーム DE ランチ)の再開に努める。そのため地域包括支援センターとの情報共有に努める。感染症等で開催が困難な場合は、利用者との関係性の継続を念頭に地域包括支援センターと協働で紙面(「紙面 DE ランチ」)作成・送付を行う。
- ② パソコン教室など、クラブ活動の再開後は、地域高齢者参加を積極的に呼びかける。
- ③ 子供食堂等への後方支援(綿菓子提供など)の再開をめざす。
- ④ 近隣の小・中・高校生の登校見守りボランティアや公園の地域のクリーンアップ活動などを継続する。
- ⑤ 子ども映画会の開催(年3回)、地域の各種教室などへの施設開放を再開する。

- ⑥ 保育所や幼稚園、小学校などとの交流行事の再開をめざす。中学校の職業体験の受け入れや、高等学校の授業の科目履修の受け入れ等、可能な範囲での交流に努める。
- イ 施設機能を地域に発信していく取組
- ① 地域包括支援センターと協働で、関係町会等の地域見守り訓練や隣接する都営住宅入居者の支援ニーズに合わせてボランティア活動（「ゴミ捨て隊」）を継続実施する。
 - ② 地域福祉の拠点として、地域包括支援センターや民生委員と連携に努める。
 - ③ その他、おおたフェスティバル(大田区産業まつり)、夜店フェスティバル（近隣商店街のイベント）等の地域イベントに協賛出店参加する。
- ウ ボランティアの活用
- ① 活動を通じて意思疎通を深め、入所者支援の充実と地域との関係づくりに繋げる。
 - ② 喫茶などの日常の活動やクラブ活動を通して、ボランティア自身の意欲向上を支援する。
 - ③ 新たなボランティア（傾聴・外出・様々な音楽等）を受け入れ、入所者のいきいきとした生活に繋げる。
 - ④ 関係するボランティアとの交流会の開催や手紙を活用し、ボランティアのニーズ把握や意見交換を通じて連携の強化に努める。

(2) 関係機関との連携及び協力関係の強化

- ① 措置機関から情報を収集し、入退所調整や対象者ニーズの把握に努める。
- ② 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、サービス提供事業者などとの関係を強化し、地域の福祉ニーズ等の理解を深めるとともに協働に努める。
- ③ 地域高齢者等との交流活動経験や施設機能を活かした地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業等）の展開、取組について検討する。
- ④ 区内の他法人（社会福祉法人 大田幸陽会、同 池上長寿園）と連携し、地域包括システムの構築と一層の推進に努める。
- ⑤ 隣接施設（心身障害者福祉施設）との連携・協力に努める。
 - ・ 2021年度で閉所した大森本町高齢者在宅サービスセンターの改修を終え、本年度から心身障害者福祉施設大森東福祉園（社会福祉法人大田幸陽会）が通所型施設の分園として開所する予定である。
 - ・ 建物管理面では一部連携・調整を要することも予想されることから、相互の業務に支障が生じないように連携に努める。
 - ・ 複合施設内で隣接する施設同士が、互いの施設特性を生かしながら相互連携の可能性を模索し、地域貢献できるよう協力関係の構築に努める。

3 事業を支える安定した経営

(1) 効率的な施設運営と適切な予算執行管理

ア 定員の充足を図り、安定した収入確保に努める

- ① 実施機関との情報交換を密にして、要措置対象者の状況把握に努め、入所につなげる。
- ② 施設が求められる機能や役割を理解し、処遇困難ケースも可能な限り受け入れ、適切にサービス推進費の確保に努める。

イ 予算執行管理

予算執行管理を適切に行い、経年変化だけでなく後年度負担への影響について、社会情勢や制度の動向等も考慮して対応する。また、消費税、措置費、補助金、光熱水費、諸物価等の変化等、多角的な分析視点をもって予算管理に努める。

ウ 経費削減の取組

- ① 光熱水費全般の使用量、費用の推移を把握し節約となる対応を心がけていく。
- ② 新規設備備品の導入・更新には費用対効果・コスト削減・省エネ・環境等に十分な配慮をもって対応する。

エ 経年劣化による設備更新等の増大

- ① 設置から26年が経過して、当初からの設備備品は耐用年数を超過しているため、専門業者による点検を行い、保守保全や更新の必要性等について適切な現状把握を行い故障予防に努めていく。
- ② 点検結果を踏まえて、東京都との協議や、所要経費に充当する積立金の積立・取崩の計画を検討していく。

オ 東京都等との協議

東京都の建物・設備であり、大田区との複合施設である特殊性を踏まえ、施設設備管理に関する負担等について、東京都・大田区との協議経過を見守り、適切に対応する。

4 職員の確保および福祉人材の育成

(1) 職員の確保・適正な人員配置

人手不足が常態化する福祉業界の厳しい環境下ではあるが、年齢構成や雇用条件等を検証しながら、職員の確保・適正な人員配置を行い、よりよい労働環境づくりに努める。

(2) 計画的な職員育成指導の強化

ア 自己申告制度を活用した個別の業務目標の設定と職員育成

経験年数や職層によって必要となるスキルは異なるため、個人面談を通して具体的な目標設定とその実現に向けた育成指導に努める。必要に応じて面談を重ね、個々の意思を確認しながら意欲向上、離職防止につなげる。

イ 新人職員に対するOJTの強化

指導担当職員を選任し、個々の指導ガイドラインの作成によって育成達成目標を明らかにし、適切な面談機会と日常的な指導体制を通じて職員の育成に努める。

ウ 研修計画

年間の研修計画を作成し、支援・介護技術を高める研修への参加を促し、職員の個別能力向上に努める。

(3) 体系的な職員研修の計画と実施

ア 専門性および資質の向上

- ① 職員の経験年数・業務内容・職層に応じ必要となるスキルの向上を図るために、各種の研修への参加を計画的に行う。
- ② 個別の研修計画により、各職員のコミュニケーション力やソーシャルワーク力などのスキルや意欲の向上を図る。
- ③ 資格取得支援制度を活用した資格取得を奨励する。
- ④ モラルやマナーの遵守のため、サービスマナー向上に取り組む。また課題のあるケアについては、振り返りを行い改善する仕組みづくりを整える。
- ⑤ 新人から中堅職員までが参加する自主的な勉強会（「フレッシュ会議」）の再開に向けて中心となるリーダーを養成し、職員の資質向上に努める。

イ 施設内研修の強化

- ① 毎週火曜日に定例化している職員会議を有効に活用した研修を継続実施する。
- ② 職員会議では研修・研修報告含め実施する。具体的には、人権尊重や権利擁護、サービスマナー、法人理念の具現化への取組、実技を交えた感染症予防への取組などを実施する。
- ③ 外部研修参加者には、習得したスキルを現場で活かし、さらに向上させるよう研修報告として発表、情報共有に努める。また施設内ミニ研修の機会を設けるなど、プレゼンテーション能力、指導力の向上につなげる。
- ④ 養護老人ホームにおける要介護者の重度化、認知機能の低下、精神疾患などの支援ニーズを踏まえ、専門的な研修を計画的に実施する。

ウ 外部研修の活用

- ① 法人の人材育成推進要綱に基づき、サービス提供に必要な知識や技術を習得するため、

東京都や東京都社会福祉協議会等の主催する研修へ計画的に参加する。

- ② 人権や個人情報保護等の法令遵守、安全衛生管理、感染症予防・介護技術など基本的事項に加え、認知症や精神障害者、アルコール依存症等に対するスキル習得を図るため各種研修に積極的に参加する。
- ③ チームケアの一員である有期契約職員に対して積極的に外部研修の受講を促進する。
- ④ 民間の研修機関によるリモート形式による研修の受講活用に努める。

(4) 実習生の受入れ

次の実習、体験学習を積極的に受け入れ、福祉・教育人材の育成に貢献する。

- ・社会福祉士実習
- ・教員免許法の特例としての社会福祉施設における介護等体験学習
- ・社会福祉基礎実践における事前訪問学習及び現場体験学習

5 リスクマネジメント

(1) 危機管理意識・危機対応の周知と実践力の強化

ア 災害対策と事業継続

- ① 消防計画、事業継続計画や各種マニュアル等を即応性のあるものにするため、定期的な実施訓練を通じて、職員の実践力を高める。複合施設全体の総合防災訓練に参加して他組織との連携・協力を努める。
- ② 事業継続に必要な非常食や物品などの適切な補充と検証を行う。ノロウイルスやインフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症対策、誤嚥対応、救命救急、火災発生時の初期行動など、具体的な行動に結びつく訓練・教育を継続実施する。
- ③ 非常時における即応力を高めるため、職員の理解につながる「しおり・資料作成」等を検討する。
- ④ 帰宅困難者を想定し、対策について消防計画へ反映させる。

イ 感染症対策、安全管理の取組

- ① 毎月開催する感染症対策委員会では、入所者・職員の体調変化や近隣地域の状況を報告し、予防に努める。感染症発生時は随時開催し保健所等と連携しながらまん延防止対策を講じる。
- ② 特に居室、食堂、浴室の共有スペースは、年間を通じて安全衛生管理・感染予防対策を徹底に努める。
- ③ 感染症対策に必要な物品は、有事に備え常に必要量を検証し確保する。特に新型コロナウイルス感染症では、国の方針や東京都による支援状況を見極めながら、必要とされる検査体制（PCR検査・抗原検査キットの活用）を整え、入所者及び職員の感染拡大防止に努める。

ウ 事故防止対策

- ① ヒヤリハット・軽微事故については、毎朝の申し送り時に確認し、対応策を検討する。直ちに対応策が講じられない事項については、リスクマネジメント委員会で検討して再発防止に努める。
- ② リスクマネジメント委員会は毎月1回開催し、前月の発生重要事案の検証と対策を講じ、重大事故の発生及び再発の未然防止に努める。
- ③ 事故防止対策において、特に重要な事項については入所者に周知する。
- ④ 虐待防止・身体拘束廃止のための委員会を開催し、事故発生の予防に努める。

(2) ハラスメント防止対策の実施

- ① 「ハラスメント防止規程」に基づき、相談窓口及び相談員を設置するとともに、職員会議での研修等を通じて全職員への周知・啓発に努める。
- ② またメールによる相談が可能な法人本部が設置（外部機関委託）する「相談窓口」の周知に努め、申し出に対する適正な対応を行う体制の整備と活用によって、迅速な事実

確認と措置を行いメンタル面でのサポートに努める。

6 養護老人ホームの今後の在り方検討

養護老人ホームは近年、措置入所が減少傾向にある。また、一般財源化された 2005 年以降、措置費支弁基準は据え置かれている。このような現状から施設所在地の区に対して、「地域区分（級地）の引き上げ」「人件費の改定」「物価上昇への対応」等、措置費改善を要望し、安定した経営基盤の確立に努める。なお、今後の養護老人ホームの在り方は、東社協養護分科会や区内他施設との意見・情報交換を通じて検討を深める。

IV 組織・職員

組織図（職員配置）

2023 年 3 月現在

